

印刷物の定時見積り発注基準について

業 種	定 時 見 積 り
1 共通事項	中小企業者を対象とします。
2 印刷	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1) 平版印刷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定する規格（判）以上の平版印刷機を有している者を対象とします。 ・ 原則として、等級区分がB及びC等級に格付けされた者を対象とし、予定価格に応じ、次のとおり行います。 [B等級の案件] 1件の予定価格が70万円以上250万円以下の案件のとき。 [C等級の案件] 1件の予定価格が70万円未満の案件のとき。 ・ 4色以上の印刷物にあつては、2色以上の印刷機を有している者を対象とします。 ・ C等級の案件で、次に掲げる印刷機を指定する場合は、B等級に格付けされた者も対象とします。 A 2判以上の印刷機を指定する場合 2色以上の印刷機を指定する場合 <p>(2) フォーム印刷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フォーム印刷機を有している者を対象とします。 ※ OCR・OMR印刷にあつては、紫外線乾燥装置（UV装置）を有していることが必要です。 <p>(3) 地図印刷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷物の内容に応じた印刷設備を有し、測量業者登録をしている地図専門業者を対象とします。 <p>(4) その他の印刷 (オンデマンド印刷)</p> <p>オンデマンド印刷に必要な機械を有している者を対象とします。</p> <p>(5) 秘密印刷物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱注意印刷物 取扱注意印刷物又は特別管理印刷物の取扱業者として指定した者を対象とします。 平版印刷の場合、等級区分は予定価格の金額区分にかかわらずB及びC等級に格付けされた者を対象とします。 ・ 特別管理印刷物 特別管理印刷物の取扱業者として指定した者を対象とします。 平版印刷の場合、等級区分は予定価格の金額区分にかかわらずA、B及びC等級に格付けされた者を対象とします。 <p>(6) その他</p> <p>1件の予定価格が2万円未満であるときに限り、契約担当者等の判断により、小規模事業者及び新規開業者等を対象とします。</p> </div>

注 競争性の確保を図れないおそれがあると認めるときは、直近上位又は直近下位の等級業者を加えて定時見積りを行う場合があります。